

被災中小企業事業再開支援補助金のご案内

◎ 陸前高田市では、東日本大震災により被害を受けた市内中小企業者の事業再建を支援するため、「事業再開支援補助金」の交付制度を制定しています。

事業の再開に必要な施設・設備などの購入や修繕等に要する経費に対し、50万円を限度に補助金を交付しますので、補助を受けられたい場合は、下記により申請手続きをお願いします。

1 補助対象者

・東日本大震災によって被害を受け、事業の再開に必要な施設・設備等の整備（購入、修繕等）を行う市内の中小企業者。

2 対象業種

・中小企業信用保険法第2条第4項第5号に規定する業種のうち市長が認める業種。
（例：製造業、建設業、運輸業、卸売業、サービス業、小売業、療術業など）

3 要件

・被災以前から市内に事業所を有しており、被災後においても市内で事業を営むこと。
・納期の到来した市税を完納していること。
・過去において、本補助金の交付を受けていないこと。

4 補助対象経費

・事業再建のために必要な、所得税法施行令第6条第1号から第3号及び第6号から第7号までに掲げる資産の購入や修繕等に要する経費。（※裏面参照）

ただし、震災による被災程度が「一部損壊」の場合は被災資産の修繕に要する経費。

5 補助額

・限度額50万円（補助率10/10、千円未満の端数切捨て）

6 対象期間

・平成23年3月11日以降に実施した事業に遡及して適用することが可能。
・平成31年3月31日までに施設・設備等を整備し、事業を完了し、事業を再開すること。

7 申請書類

・下記の書類を平成31年1月31日（木）までに商工観光課まで提出してください。

○陸前高田市被災中小企業事業再開支援補助金交付申請書（様式第1号）

（添付書類）

- ・購入や修繕等の費用が確認できる書類（見積書、契約書の写し等）
- ・り災証明書（事業所用）
- ・被災時に市内で事業を行っていたことが分かる書類

（法人は登記事項証明書、個人事業主は平成23年分所得税申告書の写し）

8 交付決定

・上記申請書を受理後、申請内容を審査し、「交付決定通知書」により通知します。

9 補助金の請求・支払

・補助事業を完了した日から20日以内に下記の書類を提出していただき、速やかに支払う予定です。

○陸前高田市被災中小企業事業再開支援補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）

（添付書類）

- ・支払いを証する書面等（領収書の写し等）
- ・整備した施設・設備等が確認できる写真 他

（お問合せ） 〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石 42-5
企画部商工観光課 TEL 54-2111（内線384）

※ 所得税法施行令第6条第1号から第3号及び第6号から第7号までに掲げる資産

所得税法施行令第6条第1号	建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。）
“ 第2号	構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
“ 第3号	機械及び装置
“ 第6号	車両及び運搬具 ※本事業においては、5ナンバーの軽・小型自動車及び3ナンバーの普通乗用車は補助対象から除きます。
“ 第7号	工具、器具及び備品（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。）

【手続きの流れ】

